

第九号議案

江戸川区政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
 江戸川区政務調査費の交付に関する条例（平成十三年三月江戸川区条例第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

江戸川区政務活動費の交付に関する条例

第一条中「及び第十五項」を「から第十六項まで」に改め、「調査研究」の下に「その他の活動（以下「政務活動」という。）」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に、「調査費」を「活動費」に改める。

第二条、第三条及び第四条（見出しを含む。）中「調査費」を「活動費」に改める。

第五条を次のように改める。

（活動費を充てることができる経費の範囲）

第五条 活動費は、会派が行う政務活動に要する経費に対して交付する。

2 活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第六条第一項中「調査費」を「活動費」に改め、同条第二項中「及び議会」を「、議会」に改める。

第七条を次のように改める。

（透明性の確保）

第七条 議長は、前条の規定により提出された報告書等について必要に応じ調査を行う等、活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

第八条の見出し中「調査費」を「活動費」に改め、同条中「調査費」を「活動費」に、「区政の調査研究」を「第一条に規定する政務活動」に改める。

第九条中「調査費」を「活動費」に改める。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

支出項目	内容
1 調査費	会派において行う講習会、調査旅費等に要する経費
2 人件費	政務活動を補助するために、会派において雇用する者に支払う賃金等に要する経費
3 資料費	会派において必要な各種資料の作成購入等に要する経費
4 会議費	会派における政務活動のための各種会議に要する経費
5 事務費	会派における政務活動を行うため必要な経費
6 区政活動報告費	会派における政務活動、議会活動及び区の政策について報告し、PRするために要する経費

付 則

1 この条例は、平成二十五年三月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の江戸川区政務活動費の交付に関する条例の規定は、施行日以後に交付される政務活動費から適用し、施行日前にこの条例による改正前の江戸川区政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

（説明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の改正に伴い、政務調査費の名称を政務活動費に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲等について定めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。